

# 町史

## とっておきの話

302

山形大学准教授

林 はやし まさひで  
雅秀

### コモンズと只見の共同利用資源⑤（最終回）

#### ― 黒谷区での伐採 ―

最終回となる今回は用材利用、すなわち森林伐採を取り上げます。現在ではその生態学的価値が認められたことや人工林材についてはその価格が低下したことから減少しましたが、かつては森林伐採による収入は集落の重要な収入源の一つでした。

前号でナメコ利用について紹介した黒谷区も、かつて伐採がさかんだった集落の一つです。黒谷区の区域内には国有林のほかに、黒谷林野会という組織が管理する共有林（以下、「記名共有林」と呼びます）や朝日財産区が保有する林野も広大に広がっています。今回は黒谷区内の国有林内と記名共有林内で行われていた伐採を紹介いたします。

年度から五二年度のうち昭和四七年度を除く計六か年間について、「立木払下代金」と「立木売却代金」という項目が現れます。例として、昭和四六年度の黒谷区

の立木売却代金は八六万円、立木売却代金は二三〇万円です。この立木払下代金は、国有林が慣行特売制度によって黒谷区に対して立木を売り払ったときの金額を示していると考えられます。一方、立木売却代金はおそらく、黒谷区などの地域で伐採事業を行っていた会社に対して、黒谷区が売却を行ったときの金額だと思われる。したがって国有林の慣行特売に基づく一連の取引から黒谷区が得た収支は、上記二項目の差額四四万円だと考えられます。

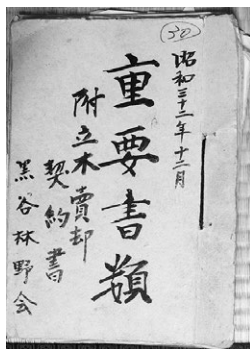
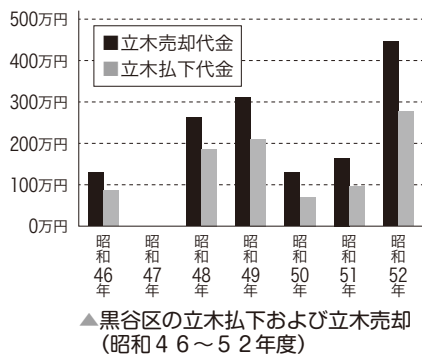
意味では、立木についても、集落はそこから得られる収益の少なくとも一部は得る権利を有していたという解釈もできます。

次に黒谷区の記名共有林での伐採については、黒谷林野会の昭和三二年一二月「重要書類（附立木売却契約書）」という資料に記録が残されています。上述の国有林での伐採と同時期の資料はいまのところ見つからないので、昭和三二年一二月に行われた伐採契約の内容を見てみます。黒谷林野会の契約相手は南郷村のW氏で、売買代金は九六〇万円、契約物件の所在地としては黒谷字西山のうちの俗称ヒロロ沢をはじめとする計十四ヶ所の沢名が記載されており、この立木売払いがかなり大規模なものだったことがわかります。伐採対象の立木は目通り二〇メートル以上の立木、ただしスギ、マツ、キリを除くとされています。伐採搬出の期限は

場所によって異なりますが、契約の日から五ヶ年と設定されている箇所もあります。伐採対象の樹種としてはブナをはじめとする当時パルプ向けのものが多かったとみられますが、一部にはケヤキやミズナラなどの用材向けのものも含まれていたとみられます。

このように大規模な伐採だったため、契約に至るまでに黒谷林野会の各種会議において種々の協議が行われたことが同会の「決議録」資料から読み取れます。そこからは、立木処分による収入は共有財産の書類の不備を整理するほかは、共有者に均等に配分されたことや、立木の販売先の決定に際して入札が行われたこと、契約者のW氏は東北パルプ株式会社の代理人であることなどがわかります。書類整理の経費がいかに高かはわかりませんが、立木代金九六〇万円を共有者数で割ると一人当たり九万円ほどです。昭和三二年の平均年収は三万円ほどですから、伐採収入は各世帯にとつてかなり大きなものだったはずです。

る集落ではありますが、ゼンマイ、ワラビ(園)、ナメコ、木材を取り上げ、いずれもかつては経済的に大きな地位を占めていたことがわかりました。一口に共有林と言っても、各集落の資料分析から、多様な産物に依存していたことが明らかになりました。改めて、この場を借りて資料閲覧を許していただいた町民の皆様へ御礼を申し上げます。



黒谷林野会の「重要書類（附立木売却契約書）」（昭和三二年五月）